第十一条の十第二項第一号イ中「一・五パーセント」を「一パーセント」に改める。

第十二条中「第十九条の二十六第一項」を「第十九条の二十六第一項ただし書」に改め、同条ただし書中「第五号」を「第六号」に改め、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五　船舶からの窒素酸化物又は硫黄酸化物の放出量を低減させるための装置の使用に伴い生ずる廃棄物

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十二年七月一日から施行する。ただし、次条から附則第五条まで及び附則第七条の規定は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年五月二十日）から施行する。

（揮発性物質放出防止措置手引書に係る海洋汚染等防止証書の有効期間に関する経過措置）

第二条　改正法附則第二条第二項の規定により国土交通大臣が揮発性物質放出防止措置手引書に係る同項に規定する相当証書を交付する場合において、当該相当証書の交付を受ける船舶が現に有効な大気汚染防止検査対象設備に係る海洋汚染等防止証書（改正法による改正前の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下この条において「旧法」という。）第十九条の三十七第一項の海洋汚染等防止証書であって旧法第十九条の三十六の表に規定する大気汚染防止検査対象設備に係るものをいう。以下この条において同じ。）の交付を受けているときは、改正法附則第二条第三項の規定により改正法による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の三十七第一項の規定により交付した海洋汚染等防止証書とみなされる当該相当証書の有効期間は、同条第二項の規定にかかわらず、当該船舶が交付を受けている大気汚染防止検査対象設備に係る海洋汚染等防止証書の有効期間の満了する日までとする。

（手数料の納付を要しない独立行政法人）

第三条　改正法附則第二条第四項の政令で定める独立行政法人は、独立行政法人水産大学校、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人航海訓練所及び独立行政法人国立高等専門学校機構とする。

（外国船級協会の事務所等における検査に要する費用）

第四条　改正法附則第二条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の五十八第三項の政令で定める費用については、船舶安全法施行令（昭和九年勅令第十三号）第四条の規定を準用する。

（権限の委任）

第五条　改正法附則第二条第一項及び第二項の規定により国土交通大臣の権限に属する事項は、国土交通省令で定めるところにより、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。次項において同じ。）に行わせることができる。

2　地方運輸局長は、国土交通省令で定めるところにより、前項の規定によりその権限に属させられた事項の一部を運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長に行わせることができる。

（窒素酸化物の放出量に係る放出基準に関する経過措置）

第六条　次に掲げる原動機（この政令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（以下この条において「新令」という。）第十一条の七の表第一号に規定する特定用途原動機に該当するものを除く。）に係る海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の三の政令で定める窒素酸化物の放出量に係る放出基準については、新令第十一条の七の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一　この政令の施行の際現に船舶に設置されている原動機

二　この政令の施行の日から平成二十二年十二月三十一日までの間に船舶に設置される原動機

三　平成二十二年十二月三十一日以前に建造に着手された船舶に平成二十三年一月一日以後に設置される原動機（当該船舶が建造された後に設置されるものを除く。）

四　平成二十三年一月一日以後に前三号に掲げる原動機との交換により船舶に設置されるこれらと同一の型式の原動機（これに類するものとして国土交通省令で定めるものを含む。）

（国土交通省組織令の一部改正）

第七条　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第七号、第百四十九条第六号及び第百五十条第三号中「及び大気汚染防止検査対象設備」を「、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書」に改める。

（標準的な官職を定める政令の一部改正）

第八条　標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

本則の表二十五の項中「若しくは大気汚染防止検査対象設備」を「、大気汚染防止検査対象設備若しくは揮発性物質放出防止措置手引書」に改める。

総務大臣　原口　一博
国土交通大臣　前原　誠司
環境大臣　小沢　鋭仁
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年五月十九日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第百四十号

医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十五号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民健康保険法施行令の一部改正）

第一条　国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章の二　指定市町村の指定（第二十九条の六）」を「第三章の二　削除」に改め、「・第四十条」を削る。

第六条を次のように改める。

第六条　削除

第二十六条中「「組合員」とあるのは「会員たる保険者を代表する者」と」を削る。

第三章の二を次のように改める。

第三章の二　削除

第二十九条の六　削除

第二十九条の七第二項第一号ロ中「法第七十二条の四第一項の規定による繰入金、法第七十二条の五の規定による負担金」を「法第七十二条の四の規定による負担金」に改める。

第三十九条を削り、第五章中第四十条を第三十九条とする。

附則第一条の二中「附則第七条第三項」を「附則第十条第一項」に改める。

附則第一条の三中「附則第七条第四項」を「附則第十条第三項」に改める。

附則第三条を削り、附則第二条の三を附則第三条とする。

附則第四条第一項中「退職被保険者等所属市町村に」を「法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等所属市町村（以下この条及び次条において「退職被保険者等所属市町村」という。）に」に改める。

附則第十二条（見出しを含む。）中「平成二十年度及び平成二十一年度」を「平成二十二年度から平成二十五年度までの各年度」に改める。

（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正）

第二条　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の二を削る。

第四条の三第一項第一号中「当該市町村が令」を「当該市町村が国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号。以下「令」という。）」に改める。